

事 務 連 絡
令和 3 年 10 月 8 日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

グリーン住宅ポイント制度における予算に対するポイント申請額の割合の公表について

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、グリーン住宅ポイント制度について、予算に対するポイント申請額の割合（概算）を、グリーン住宅ポイント事務局のホームページにて、本日より公開しております。今後も随時更新（土日祝を除く）する予定です。

なお、10月7日時点で予算に対するポイント申請額の割合が 50% となっております。

※ ポイント発行申請期限について、令和3年12月15日（郵送・窓口申請は令和3年11月30日）まで延長しておりますが、予算の執行状況により、期限より前にポイント発行申請の受付を終了する場合があります。対象住宅証明書の取得等には一定の時間を要しますので、早めのご準備、早めのポイント発行申請をお願い致します。

（参考）

- ・グリーン住宅ポイント事務局ホームページ
<https://greenpt.mlit.go.jp>

《本事務連絡に関するお問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 潤朗（内線39463）

係長 池本 裕一（内線39471）

＜グリーン住宅ポイント制度に関するお問い合わせ先＞

グリーン住宅ポイント事務局 コールセンター

電話：0570-550-744（IP電話等からの問い合わせは042-303-1414）

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）